

秋 田 県

**幼保連携型認定こども園の
学級の編制、職員、設備
及び運営に関する基準
要 覧**

〔令和7年4月版〕

秋田県教育庁幼保推進課

目 次

概 説	1
I 基準省令に掲げる基準	
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 抄	2
本 則	2
第2条～第11条	2
第12条 学校教育法施行規則の準用	7
第13条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用	7
第14条 幼稚園設置基準の準用	13
附 則	13
II 認定こども園法の関係規定	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 抄	18
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則 抄	27
III 関係法令	
建築基準法（昭和25年法律第201号）抄	40
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）抄	41
秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を 定める条例（全文）	43

凡 例

《用語について》

- ・ 法令等の略語は、次のとおりです（説明の都合上、異なる表記をすることがあります。）。
- 条例** 秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年秋田県条例第57号）
- 旧条例** 秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田県条例第110号）
- 基準省令** 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- 認定こども園法** 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
- 認定こども園法
施行規則** 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令第203号）
- 取扱通知** 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成26年11月28日府政共生第1104号、26文科初第891号、雇児発1128第2号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）

一部改正通知 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正について（令和5年2月9日府子本第90号、4文科初第2134号、子発0209第2号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知）

- ・ 主な用語の定義は、次のとおりです。

子ども	小学校就学の始期に達するまでの者
幼稚園	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
保育所	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
保育機能施設	保育所としての業務を目的とする施設であって児童福祉法第35条第3項の届出をしていないもの又は同条第4項の認可を受けていないもの（少数の子どもを対象とするもの又は臨時に設置されるものを除く。）
教育	教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育
保育	養護及び教育（満3歳以上の子どもに対する教育を除く。）を行うこと
保育を必要とする子ども	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5に規定する事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども
保護者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者
子育て支援事業	次に掲げる事業 ・ 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 ・ 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 ・ 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業 ・ 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業 ・ 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

《表記について》

- ・ 条文中の点線部は、基準省令等の準用規定による読み替え後の内容を示します。このとき、その直前の取り消し線を付した箇所は、読み替え前の内容を示します（読み替え前の内容を表示する必要がある箇所のみ）。
- ・ 条文中の「…」は、読みやすくするために条文の一部を省略していることを示します。
- ・ 条文中の注記は、[] 内に記載します。
- ・ 破線枠内の〔補足〕には、基準の解釈・運用に関する補足・留意事項等について記載します。
- ・ 破線枠内の〔参考〕には、条文中引用する他法令の規定のうち、基準として参照する必要がある

あるものについて、その内容を記載します。ただし、分量が多く、かつ補足的なものについては、当該法令等の名称のみ記載し、Ⅲ 関係法令にその内容を掲載します。また、基準の解釈・運用に関する通知等についても、その名称等を記載します。

概 説

秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年秋田県条例第57号）は、認定こども園法第13条第1項の規定に基づき、本県（秋田市を除く。以下同じ。）における幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものです。

条例では、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）（＝基準省令）に定めるものをもって、本県における設備運営基準とすることとされています。

本書の内容

本書には、

- I 条例において本県の設備運営基準とされた基準省令の規定
- II 認定こども園法の幼保連携型認定こども園に関する規定

を整理して掲載しています。

基準省令や認定こども園法において読み替えて準用する他法令の規定については、読み替え後の内容を掲載しています。

そのほか、条文中で引用する他法令の規定のうち基準として参照する必要があるもの、基準の解釈・運用についての補足、参考となる通知等について掲載しています。

規定方式の変更について

本県の設備運営基準は、当初、旧条例において個別具体的に規定されていました。しかし、これでは、基準を定める省令等と同内容の基準と県独自基準が混在し、一見してどの部分が県独自基準か判別しにくく、また、省令等の改正があっても県で条例改正がなされないとその内容が適用されないなど、事業者にとって改正後の基準の適用関係が分かりにくい状況が生じていました。

そこで、令和6年7月に旧条例を全部改正し、条例で定める県独自基準のほかは、省令等をそのまま本県の設備運営基準とすることとしました。これには、

- ・ 県独自基準の内容が明瞭になる
- ・ 省令等の改正があったときは、県の条例改正を経ず、改正後の内容が即時に適用される
- ・ 国の通知等を参照したり市販の解説書・ハンドブック等を利用したりすることが容易になるなどの利点があります。

I 基準省令に掲げる基準

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 抄

内閣府
平成26年文部科学省令第1号
厚生労働省
令和6年内閣府令第3号 改正現在
文部科学省
令和6年9月27日施行

本 則

- | | |
|---|---------------------|
| 第2条 設備運営基準の目的 | 第3条 設備運営基準の向上 |
| 第4条 学級の編制の基準 | 第5条 職員の数等 |
| 第6条 園舎及び園庭 | 第7条 園舎に備えるべき設備 |
| 第8条 園具及び教具 | 第9条 教育及び保育を行う期間及び時間 |
| 第10条 子育て支援事業の内容 | 第11条 掲示 |
| 第12条 学校教育法施行規則の準用 | |
| 第54条 教育課程 — 心身の状況によって履修することが困難な教科目に係る対応 | |
| 第13条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用 | |
| 第4条 設備運営基準と幼保連携型認定こども園 | |
| 第5条 幼保連携型認定こども園の一般原則 | |
| 第7条の2 幼保連携型認定こども園の職員の知識及び技能の向上等 | |
| 第8条 他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる <u>他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる</u> ときの <u>職員の基準</u> | |
| 第9条 園児を平等に取り扱う原則 | 第9条の2 虐待等の禁止 |
| 第9条の3 業務継続計画の策定等 | 第11条 食事 |
| 第14条の2 秘密保持等 | 第14条の3 苦情への対応 |
| 第32条 設備の基準 | |
| 第32条の2 幼保連携型認定こども園の設備の基準の特例 | |
| 第14条 幼稚園設置基準の準用 | |
| 第7条 施設及び設備 — 一般的基準 | |

附 則

- 附則 第3条 幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例
- 第4条 幼保連携型認定こども園の設置に係る特例
- 第5条—第9条 幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例
- 附則（令和6年内閣府令・文部科学省令第1号）第2項 職員配置基準の改正に係る経過措置

（設備運営基準の目的）

第2条 法〔＝認定こども園法〕第13条第1項の規定により都道府県が条例で定める基準（次条において「設備運営基準」という。）は、都道府県知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導に

より、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（設備運営基準の向上）

第3条 都道府県知事は、その管理に属する法第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 都道府県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（学級の編制の基準）

第4条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

〔 参 考 〕

○取扱通知（1 学級編制について）

（職員の数等）

第5条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
一 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人
二 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人
三 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
四 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

備考

一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第6条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項…の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算し

た数とする。

三 この表の第1号及び第2号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2（後段を除く。第7条第3項において同じ。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

一 副園長又は教頭

二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

三 事務職員

〔参考〕

○取扱通知（2 職員配置について）

（園舎及び園庭）

第6条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号イ、ロ及びヘに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第13条第1項において読み替えて準用する同令第32条第8号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

二 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

- ロ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積
 ニ 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

〔 参 考 〕

○取扱通知（3 園舎、園庭及び設備について）

（園舎に備えるべき設備）

第7条 園舎には、次に掲げる設備（第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- 一 職員室
 - 二 乳児室又はほふく室
 - 三 保育室
 - 四 遊戯室
 - 五 保健室
 - 六 調理室
 - 七 便所
 - 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
- 2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。
- 3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。
- 一 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
 - 二 ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
 - 三 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積
- 7 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

- 一 放送聴取設備
- 二 映写設備
- 三 水遊び場
- 四 園児清浄用設備
- 五 図書室
- 六 会議室

〔 参 考 〕

○取扱通知（3 園舎、園庭及び設備について）

（園具及び教具）

第8条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

（教育及び保育を行う期間及び時間）

第9条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。
- 二 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達程度、季節等に適切に配慮すること。
- 三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること。

2 前項第3号の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

〔 参 考 〕

○取扱通知（4 運営について）

（子育て支援事業の内容）

第10条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

（掲示）

第11条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

（学校教育法施行規則の準用）

第12条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。…〔読み替え規定省略〕

〔参考〕

◎学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号） ※ 読み替え後

第54条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）〔＝幼保連携型認定こども園に在籍する子ども〕が心身の状況によつて履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）

第13条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条の2、第9条から第9条の3まで、第11条（第4項ただし書を除く。）、第14条の2、第14条の3第1項、第3項及び第4項、第32条第8号、第32条の2（後段を除く。）並びに第36条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。…〔読み替え規定省略〕

2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第8条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。…〔読み替え規定省略〕

〔参考〕

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号） ※ 読み替え後

（設備運営基準と幼保連携型認定こども園）

第4条 幼保連携型認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項の規定により都道府県…が条例で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）を超えて、常に、その①設備及び運営を向上させなければならない。

2 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園においては、②設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

〔補足〕

波下線部は、旧条例において「設備及び運営についての水準の向上を図るように努めなければならない」（①）、「設備又は運営についての水準を低下させないよう努めなければならない」（②）とされていましたが、規定の趣旨は同じであり、取扱いに変更はありません。

（幼保連携型認定こども園の一般原則）

第5条 幼保連携型認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）の人権に十分配慮すると

もに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 幼保連携型認定こども園には、その目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(幼保連携型認定こども園の職員の知識及び技能の向上等)

第7条の2 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽に励み、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる
他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる
ときの職員の基準)

第8条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。

- 2 前項の規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の

社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

[上段…職員についての読み替え／下段…設備についての読み替え]

〔参考〕

○一部改正通知(第2-2 インクルーシブ保育について)

(園児を平等に取り扱う原則)

第9条 幼保連携型認定こども園においては、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担する可否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第9条の2 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法〔＝児童福祉法〕第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

〔参考〕

◎児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第33条の10 …

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(業務継続計画の策定等)

第9条の3 幼保連携型認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）を継続的に実施するための、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するよう努めなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

〔参考〕

○一部改正通知（第2－1 業務継続計画の策定等の努力義務化について）

(食事)

第11条 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第13条第2項において読み替えて準用する第8条の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園において、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 幼保連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

〔参考〕

○取扱通知（4 運営について）

(秘密保持等)

第14条の2 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又は

その家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第14条の3 幼保連携型認定こども園は、その行つた教育及び保育並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 3 幼保連携型認定こども園は、その行つた教育及び保育並びに子育ての支援について、都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

- 4 幼保連携型認定こども園は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

〔補 足〕

旧条例には児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第14条の3第3項及び第4項に対応する規定は設けられていませんでしたが、県又は市町村からの指導又は助言に従つて必要な改善を行うべきことや、社会福祉法の規定に基づく運営適正化委員会の行う苦情解決のための調査にできる限り協力すべきことは、従来と変わりません。

〔参 考〕

◎社会福祉法（昭和26年法律第45号）

（運営適正化委員会）

第83条 都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であつて、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

（運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等）

第85条 運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。

- 2 運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。

（設備の基準）

第32条 …

八 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であるこ

と。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる設備が1以上設けられていること。

階	区分	設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものと

	する。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	---

ハ ロに掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

ニ 幼保連携型認定こども園の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

- (1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- (2) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他園児が出入し、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

〔 参 考 〕

◎建築基準法（昭和25年法律第201号） 〈⇒Ⅲ 関係法令〉

◎建築基準法施行令（昭和25年政令第338号） 〈⇒Ⅲ 関係法令〉

○取扱通知（3 園舎、園庭及び設備について）

（幼保連携型認定こども園の設備の基準の特例）

第32条の2 次の各号に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第13条第1項において読み替えて準用する第11条第1項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。

一 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛

生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

四 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

〔 参 考 〕

○取扱通知（4 運営について）

（保護者との連絡）

第36条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（幼稚園設置基準の準用）

第14条 幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。…〔読み替え規定省略〕

〔 参 考 〕

◎幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号） ※ 読み替え後

第7条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

附 則

附 則

（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）

第3条 施行日〔＝平成27年4月1日〕から起算して12年間〔＝令和9年3月31日まで〕は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第5条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

〔 参 考 〕

◎基準省令 ※ 読み替え後

（職員の数等）

第5条 …

備考

- 一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第6条において同じ。）を有し、又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項…の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、又は登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）

第4条 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第6条第3項及び第7項並びに第7条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。[表略]

2 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第6条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。[表略]

3 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第6条第7項第1号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- 一 園児が安全に移動できる場所であること。
- 二 園児が安全に利用できる場所であること。
- 三 園児が日常的に利用できる場所であること。
- 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

〔 参 考 〕

◎基準省令 ※ 第1項の規定による読み替え後

（園舎及び園庭）

第6条 …

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えるときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第13条第1項において読み替えて準用する同令第32条第8号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

二 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

（園舎に備えるべき設備）

第7条 …

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

一 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

二 ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

◎基準省令 ※ 第2項の規定による読み替え後

（園舎及び園庭）

第6条 …

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号イ、ロ及びヘに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第13条第1項において読み替えて準用する同令第32条第8号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 満3歳以上の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積

二 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

○取扱通知（5 既存施設からの移行の特例等について）

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

第5条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第5条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が

1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考第1号の規定にかかわらず、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

〔 補 足 〕

知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者（「**知事が認める者**」）は、次に掲げるとおりです。

- ① 幼稚園教諭の普通免許状及び保育士の資格を有しないが、保育所又は認定こども園において、常勤で1年程度の保育業務の経験を有する者
- ② 子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育））を修了した者
- ③ 家庭的保育者

〔 参 考 〕

○知事が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者に関する取扱要領（令和6年7月12日教幼保-377）

第6条 第5条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第7条 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第5条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第8条 第5条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第5条第3項の表備考第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

〔 参 考 〕

○一部改正通知（第2－3 看護師等の特例について）

第9条 前3条の規定により第5条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附 則 （令和6年内閣府・文部科学省令第1号）

（経過措置）

- 2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この命令による改正後の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準…第5条第3項の規定は、適用しない。この場合において、この命令による改正前の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第5条第3項の規定は、この命令の施行の日〔＝令和6年4月1日〕以後においても、なおその効力を有する。

〔補 足〕

この規定は、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正前の職員配置基準により運営することができることとする経過措置を定めるものです。

《職員配置基準の改正前後の必要職員数》

区分	改正後	改正前
満3歳以上4歳未満の園児	おおむね15人につき1人	おおむね20人につき1人
満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人	おおむね30人につき1人

II 認定こども園法の関係規定

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 抄

平成18年法律第77号
令和6年法律第53号 改正現在
令和6年6月19日施行

第3章 幼保連携型認定こども園

- | | |
|---------------------------------|-------------------|
| 第9条 教育及び保育の目標 | 第10条 教育及び保育の内容 |
| 第11条 入園資格 | 第14条 職員 |
| 第15条 職員の資格 | 第23条 運営の状況に関する評価等 |
| 第24条 運営の状況に関する情報の提供 | |
| 第26条 学校教育法の準用 | |
| 第5条 経費の負担 | 第6条 授業料の徴収 |
| 第7条 園長及び教員の配置 | 第9条 園長又は教員の欠格事由 |
| 第10条 園長の届出 | 第81条 特別支援教育 |
| 第137条 社会教育に関する施設の附置等 | |
| 第27条 学校保健安全法の準用 | |
| 第4条 学校保健に関する幼保連携型認定こども園の設置者の責務 | |
| 第5条 学校保健計画の策定等 | 第6条 学校環境衛生基準 |
| 第7条 保健室 | 第8条 健康相談 |
| 第9条 保健指導 | 第10条 地域の医療機関等との連携 |
| 第13条・第14条 園児の健康診断 | 第15条・第16条 職員の健康診断 |
| 第17条 健康診断の方法及び技術的基準等 | 第18条 保健所との連絡 |
| 第19条 出席停止 | 第20条 臨時休業 |
| 第23条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 | |
| 第26条 学校安全に関する幼保連携型認定こども園の設置者の責務 | |
| 第27条 学校安全計画の策定等 | 第28条 学校環境の安全の確保 |
| 第29条 危険等発生時対処要領の作成等 | 第30条 地域の関係機関等との連携 |
| 第31条 幼保連携型認定こども園の設置者の事務の委任 | |

附 則

附則（平成24年法律第66号）第5条 保育教諭等の資格の特例

第3章 幼保連携型認定こども園

（教育及び保育の目標）

第9条 幼保連携型認定こども園においては、第2条第7項に規定する目的〔＝義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うこと〕を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設（児童

福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。…）としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
- 六 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。

（教育及び保育の内容）

第10条 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項〔＝幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）〕は、第2条第7項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。

- 2 主務大臣が前項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び児童福祉法第45条第2項の規定に基づき児童福祉施設に関して内閣府令で定める基準（同項第3号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。）との整合性の確保並びに小学校（学校教育法第1条に規定する小学校をいう。）及び義務教育学校（学校教育法第1条に規定する義務教育学校をいう。）における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。

（入園資格）

第11条 幼保連携型認定こども園に入園することのできる者は、満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

（職員）

第14条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。
- 3 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 4 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

- 5 副園長は、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副園長が2人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
- 6 教頭は、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、並びに必要なに応じ園児（幼保連携型認定こども園に在籍する子どもをいう。以下同じ。）の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下この条において同じ。）をつかさどる。
- 7 教頭は、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長）に事故があるときは園長の職務を代理し、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長）が欠けたときは園長の職務を行う。この場合において、教頭が2人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、園長の職務を代理し、又は行う。
- 8 主幹保育教諭は、園長（副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長又は教頭。第11項及び第13項において同じ。）を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
- 9 指導保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 10 保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。
- 11 主幹養護教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、及び園児（満3歳以上の園児に限る。以下この条において同じ。）の養護をつかさどる。
- 12 養護教諭は、園児の養護をつかさどる。
- 13 主幹栄養教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- 14 栄養教諭は、園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- 15 事務職員は、事務をつかさどる。
- 16 助保育教諭は、保育教諭の職務を助ける。
- 17 講師は、保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する。
- 18 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
- 19 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、保育教諭に代えて助保育教諭又は講師を置くことができる。

（職員の資格）

- 第15条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録（第4項及び第40条において単に「登録」という。）を受けた者でなければならない。
- 2 主幹養護教諭及び養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有する者でなければならない。
 - 3 主幹栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有する者でなければならない。
 - 4 助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第4条第4項に規定する臨時免許状をいう。次項において同じ。）を有し、かつ、登録を受けた者でなければならない。

- 5 養護助教諭は、養護助教諭の臨時免許状を有する者でなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、職員の資格に関する事項は、主務省令で定める。

（運営の状況に関する評価等）

第23条 幼保連携型認定こども園の設置者は、主務省令で定めるところにより当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業（以下「教育及び保育等」という。）の状況その他の運営の状況について評価を行い、その結果に基づき幼保連携型認定こども園の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第24条 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育等の状況その他の当該幼保連携型認定こども園の運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

（学校教育法の準用）

第26条 学校教育法第5条、第6条本文、第7条、第9条、第10条、第81条第1項及び第137条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。…〔読み替え規定省略〕

〔参 考〕

◎学校教育法（昭和22年法律第26号） ※ 読み替え後

第5条 幼保連携型認定こども園の設置者は、その設置する幼保連携型認定こども園を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その幼保連携型認定こども園の経費を負担する。

第6条 幼保連携型認定こども園においては、授業料を徴収することができる。

第7条 幼保連携型認定こども園には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（第9条及び第10条において単に「園長」という。）及び相当数の教員を置かなければならない。

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、園長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第10条 国（国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者の設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園）

も園をいう。以下同じ。)は、園長を定め、都道府県知事(指定都市等(同法第3条第1項に規定する指定都市等をいう。以下この条において同じ。)[=秋田市]の区域内にあつては、当該指定都市等の長)に届け出なければならない。

第81条 幼保連携型認定こども園においては、次項各号のいずれかに該当する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下この項において単に「園児」という。)その他教育上特別の支援を必要とする園児に対し、同法第36条第1項に規定する主務大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。この場合において、特別支援学校においては、幼保連携型認定こども園の要請に応じて、園児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

2 …

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

第137条 幼保連携型認定こども園の運営上支障のない限り、幼保連携型認定こども園には、社会教育に関する施設を附置し、又は幼保連携型認定こども園の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

(学校保健安全法の準用)

第27条 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第3条から第10条まで、第13条から第21条まで、第23条及び第26条から第31条までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。…〔読み替え規定省略〕

〔参 考〕

◎学校保健安全法(昭和33年法律第56号) ※ 読み替え後

(学校保健に関する幼保連携型認定こども園の設置者の責務)

第4条 幼保連携型認定こども園の設置者は、その設置する幼保連携型認定こども園の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該幼保連携型認定こども園の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校保健計画の策定等)

第5条 幼保連携型認定こども園においては、園児及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、園児及び職員の健康診断、環境衛生検査、園児に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境衛生基準)

第6条 文部科学大臣は、幼保連携型認定こども園における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項について、園児及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

2 幼保連携型認定こども園の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する幼保連携型認定こども園の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）は、学校環境衛生基準に照らし、幼保連携型認定こども園の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該幼保連携型認定こども園の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(保健室)

第7条 幼保連携型認定こども園には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

(健康相談)

第8条 幼保連携型認定こども園においては、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

(保健指導)

第9条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は園児の健康状態の日常的な観察により、園児の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該園児に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第11項に規定する保護者をいう。第30条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

(地域の医療機関等との連携)

第10条 幼保連携型認定こども園においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該幼保連携型認定こども園の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

(園児の健康診断)

第13条 幼保連携型認定こども園においては、毎学年定期的に、園児の健康診断を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園においては、必要があるときは、臨時に、園児の健康診断を行うものとする。

第14条 幼保連携型認定こども園においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

(職員の健康診断)

第15条 幼保連携型認定こども園の設置者は、毎学年定期に、幼保連携型認定こども園の職員の健康診断を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設置者は、必要があるときは、臨時に、幼保連携型認定こども園の職員の健康診断を行うものとする。

第16条 幼保連携型認定こども園の設置者は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

（健康診断の方法及び技術的基準等）

第17条 健康診断の方法及び技術的基準については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第36条第2項に規定する主務省令で定める。

2 第13条から前条までに定めるもののほか、健康診断の時期及び検査の項目その他健康診断に関し必要な事項は、前項に規定するものを除き、第13条及び第15条の健康診断に関するものについては就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第36条第2項に規定する主務省令で定める。

3 前2項の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第36条第2項に規定する主務省令は、健康増進法（平成14年法律第103号）第9条第1項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

（保健所との連絡）

第18条 幼保連携型認定こども園の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

〔参考〕

◎学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号） ※ 読み替え後

（保健所と連絡すべき場合）

第5条 法第18条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（次号において「認定こども園法」という。）第27条において準用する法第19条の規定による出席停止が行われた場合

二 認定こども園法第27条において準用する法第20条の規定による認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の休業を行つた場合

（出席停止）

第19条 園長は、感染症にかかつており、かかつている疑いがあり、又はかかるおそれのある園児があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

〔参考〕

◎学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号） ※ 読み替え後

（出席停止の指示）

第6条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この条及び次条において「認定こども園法」という。）第14条第1項に規定する園長（次条におい

て「園長」という。)は、法第19条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、認定こども園法第14条第6項に規定する園児の保護者(認定こども園法第2条第11項に規定する保護者をいう。)にこれを指示しなければならない。

- 2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、認定こども園法第36条第2項に規定する主務省令で定める基準による。

(出席停止の報告)

第7条 園長は、前条第1項の規定による指示をしたときは、認定こども園法第36条第2項に規定する主務省令で定めるところにより、その旨を認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者に報告しなければならない。

(臨時休業)

第20条 幼保連携型認定こども園の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、幼保連携型認定こども園の全部又は一部の休業を行うことができる。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第23条 幼保連携型認定こども園には、学校医を置くものとする。

- 2 幼保連携型認定こども園には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、幼保連携型認定こども園における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

(学校安全に関する幼保連携型認定こども園の設置者の責務)

第26条 幼保連携型認定こども園の設置者は、園児の安全の確保を図るため、その設置する幼保連携型認定こども園において、事故、加害行為、災害等(以下この条及び第29条第3項において「事故等」という。)により園児に生ずる危険を防止し、及び事故等により園児に危険又は危害が現に生じた場合(同条第1項及び第2項において「危険等発生時」という。)において適切に対処することができるよう、当該幼保連携型認定こども園の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第27条 幼保連携型認定こども園においては、園児の安全の確保を図るため、当該幼保連携型認定こども園の施設及び設備の安全点検、園児に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他幼保連携型認定こども園における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第28条 園長は、当該幼保連携型認定こども園の施設又は設備について、園児の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該幼保連携型認定こども園の設置者に対

し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第29条 幼保連携型認定こども園においては、園児の安全の確保を図るため、当該幼保連携型認定こども園の実情に応じて、危険等発生時において当該幼保連携型認定こども園の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 園長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 幼保連携型認定こども園においては、事故等により園児に危害が生じた場合において、当該園児及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた園児その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

（地域の関係機関等との連携）

第30条 幼保連携型認定こども園においては、園児の安全の確保を図るため、園児の保護者との連携を図るとともに、当該幼保連携型認定こども園が所在する地域の实情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

（幼保連携型認定こども園の設置者の事務の委任）

第31条 幼保連携型認定こども園の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を園長に委任することができる。

附 則

附 則 （平成24年法律第66号）

（保育教諭等の資格の特例）

第5条 施行日〔＝平成27年4月1日〕から起算して15年間〔＝令和12年3月31日まで〕は、新認定こども園法第15条第1項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

2 施行日から起算して15年間は、新認定こども園法第15条第4項の規定にかかわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第4条第4項に規定する臨時免許状をいう。）を有する者は、助保育教諭又は講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

〔 補 足 〕

波下線部は、令和9年3月31日をもって削られます（主幹保育教諭及び指導保育教諭は、令和9

年4月1日以降、資格の特例の対象外となります。)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則 抄

内閣府
平成26年文部科学省令第2号
厚生労働省
内閣府
令和5年文部科学省令第2号 改正現在
厚生労働省
令和5年4月1日施行

本 則

- 第10条 幼保連携型認定こども園に置かれる講師
- 第11条 幼保連携型認定こども園に置かれる用務員
- 第12条・第13条 幼保連携型認定こども園の園長の資格
- 第14条 幼保連携型認定こども園の副園長及び教頭の資格
- 第16条 幼保連携型認定こども園の園則に記載すべき事項
- 第23条—第25条 法第23条の規定による評価の方法

第26条 学校教育法施行規則の準用

- | | |
|------------------------------------|-----------------|
| 第25条 出席簿の作成 | 第27条 園長の届出の添付書類 |
| 第28条 幼保連携型認定こども園において備え置かなければならない表簿 | |
| 第48条 職員会議 | 第49条 学校評議会 |
| 第59条 学年の期間 | 第60条 教育の終始の時間 |
| 第63条 臨時の教育・保育の提供の休止 | |

第27条 学校保健安全法施行規則の準用

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| 第1条 環境衛生検査 | 第2条 日常における環境衛生 |
| 第5条 園児の健康診断の時期 | 第6条 検査の項目 |
| 第7条 方法及び技術的基準 | 第8条 健康診断票 |
| 第9条 事後措置 | 第10条 臨時の健康診断 |
| 第11条 保健調査 | 第12条 職員の健康診断の時期 |
| 第13条 検査の項目 | 第14条 方法及び技術的基準 |
| 第15条 健康診断票 | 第16条 事後措置 |
| 第17条 臨時の健康診断 | 第18条 感染症の種類 |
| 第19条 出席停止の期間の基準 | 第20条 出席停止の報告事項 |
| 第21条 感染症の予防に関する細目 | 第22条 学校医の職務執行の準則 |
| 第23条 学校歯科医の職務執行の準則 | 第24条 学校薬剤師の職務執行の準則 |
| 第28条 安全点検 | 第29条 日常における環境の安全 |
| 第29条の2 自動車を運行する場合の所在の確認 | |

第30条 幼保連携型認定こども園の指導要録

(幼保連携型認定こども園に置かれる講師)

第10条 講師は、常時勤務に服しないことができる。

(幼保連携型認定こども園に置かれる用務員)

第11条 用務員は、幼保連携型認定こども園の環境の整備その他の用務に従事する。

(幼保連携型認定こども園の園長の資格)

第12条 園長の資格は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項…の登録を受けており、及び、次に掲げる職に5年以上あることとする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校の校長（幼保連携型認定こども園の園長を含む。）の職
- 二 学校教育法第1条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授（学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）による改正前の学校教育法第58条第1項及び第70条第1項に規定する助教授を含む。）、助教、副校長（幼保連携型認定こども園の副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第124条に規定する専修学校の教員（以下この条において「教員」という。）の職
- 三 学校教育法第1条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下この条において同じ。）、実習助手、寄宿舎指導員（学校教育法の一部を改正する法律（平成13年法律第105号）による改正前の学校教育法第73条の3第1項に規定する寮母を含む。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第7条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第6条に規定する施設の当該職員を含む。）の職
- 四 学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）第1条の規定による改正前の学校教育法第94条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制（昭和21年勅令第208号）第1条の規定による教員養成諸学校の長の職
- 五 前号に掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職
- 六 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおける第1号から第3号までに掲げる者に準ずるものの職
- 七 前号に規定する職のほか、外国の学校における第1号から第3号までに掲げる者に準ずるものの職
- 八 少年院法（平成26年法律第58号）による少年院又は児童福祉法による児童自立支援施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）附則第7条第1項の規定により証明書を発行することができるもので、同条第2項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法（以下この号において「旧児童福祉法」という。）第48条第4項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において矯正教育又は指導を担当する者（旧児童福祉法第44条に規定する救護院（旧児童福祉法第48条第4項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において指導を担当する者を含む。）の職
- 九 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設及び連携施設を構成する保育機能施設の長の職
- 十 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設及び連携施設を構成する保育機能施設において児童の保育に直接従事する職員の職
- 十一 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設及び連携施設を構成する保育機能施設の事務職員の職

- 十二 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業（以下この条において「家庭的保育事業等」という。）の管理者の職
- 十三 家庭的保育事業等において児童の保育に直接従事する職員の職
- 十四 家庭的保育事業等における事務職員の職
- 十五 第1号から前号までに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育以外の教育を含む。以下この号において同じ。）若しくは児童福祉に関する事務又は教育若しくは児童福祉を担当する国家公務員又は地方公務員（単純な労務に雇用される者を除く。）の職
- 十六 外国の官公庁における前号に準ずるものの職

第13条 国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人（以下単に「公立大学法人」という。）を含む。以下この条及び第18条において同じ。）が設置する幼保連携型認定こども園の園長の任命権者又は国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園の運営上特に必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の目的を実現するため、当該幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、前条に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると認めるものを園長として任命し、又は採用することができる。

（幼保連携型認定こども園の副園長及び教頭の資格）

第14条 前2条の規定は、副園長及び教頭の資格について準用する。

（幼保連携型認定こども園の園則に記載すべき事項）

第16条 園則には、少なくとも、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
- 二 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
- 三 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
- 四 利用定員及び職員組織に関する事項
- 五 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
- 六 保育料その他の費用徴収に関する事項
- 七 その他施設の管理についての重要事項

（法第23条の規定による評価の方法）

第23条 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業（第25条において「教育及び保育等」という。）の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、幼保連携型認定こども園の設置者は、その実情に応じ、適切な

項目を設定して行うものとする。

第24条 幼保連携型認定こども園の設置者は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該幼保連携型認定こども園の園児の保護者その他の当該幼保連携型認定こども園の関係者（当該幼保連携型認定こども園の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第25条 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育等の状況その他の運営の状況について、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。

（学校教育法施行規則の準用）

第26条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第25条、第27条、第28条第1項及び第2項前段、第48条、第49条、第59条、第60条並びに第63条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。…〔読み替え規定省略〕

〔 参 考 〕

◎学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号） ※ 読み替え後

第25条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）は、当該学校に在学する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児について出席簿を作成しなければならない。

第27条 国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（公立大学法人を含む。第63条において同じ。）以外の者が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）が、園長を定め、都道府県知事（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項に規定する指定都市等〔＝秋田市〕の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長）に届け出るに当たっては、その履歴書を添えなければならない。

第28条 幼保連携型認定こども園において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

- 一 幼保連携型認定こども園に関する法令
- 二 園則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
- 七 往復文書処理簿

2 前項の表簿は、別に定めるもののほか、5年間保存しなければならない。

第48条 幼保連携型認定こども園には、設置者の定めるところにより、園長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

2 職員会議は、園長が主宰する。

第49条 幼保連携型認定こども園には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、園長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該幼保連携型認定こども園の職員以外の者で教育、保育又は子育ての支援に関する理解及び識見を有するもののうちから、園長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

第59条 幼保連携型認定こども園の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第60条 教育の終始の時刻は、園長が定める。

第63条 非常変災その他急迫の事情があるときは、園長は、臨時に教育又は保育を行わないことができる。この場合において、地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の長（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。

（学校保健安全法施行規則の準用）

第27条 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第1条、第2条、第5条第1項、第6条第1項（第8号を除く。）及び第2項、第7条第1項から第4項まで及び第6項から第8項まで、第8条第1項、第3項及び第4項本文、第9条第1項（第5号を除く。）、第10条から第24条まで並びに第28条から第29条の2までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。…〔読み替え規定省略〕

〔参 考〕

◎学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号） ※ 読み替え後
（環境衛生検査）

第1条 学校保健安全法（昭和33年法律第56号。以下「法」という。）第5条の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、法第6条に規定する学校環境衛生基準に基づき行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園においては、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとする。

（日常における環境衛生）

第2条 幼保連携型認定こども園においては、前条の環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。

（時期）

第5条 法第13条第1項の健康診断は、毎学年、6月30日までにを行うもの入園時及び毎年度2回行

う（そのうち1回は6月30日までに行うものとする。）ことを原則とする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によつて当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなつた後すみやかに健康診断を行うものとする。

（検査の項目）

第6条 法第13条第1項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 身長及び体重
- 二 栄養状態
- 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態
- 四 視力及び聴力
- 五 眼の疾病及び異常の有無
- 六 耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 九 心臓の疾病及び異常の有無
- 十 尿
- 十一 その他の疾病及び異常の有無

2 前項各号に掲げるもののほか、胸囲及び肺活量、背筋力、握力等の機能を、検査の項目に加えることができる。

（方法及び技術的基準）

第7条 満3歳以上の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）に係る法第13条第1項の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第9項までに定めるもののほか、第3条の規定（同条第10号中知能に関する部分を除く。）を準用する。この場合において、同条第4号中「検査する。」とあるのは「検査する。ただし、眼鏡を使用している者の裸眼視力の検査はこれを除くことができる。」と読み替えるものとする。また、満3歳未満の園児については、これに準ずるものとする。

- 2 前条第1項第1号の身長は、靴下等を脱ぎ、両かかとを密接し、背、臀で臀部及びかかとを身長計の尺柱に接して直立し、両上肢を体側に垂れ、頭部を正位に保たせて測定する。
- 3 前条第1項第1号の体重は、衣服を脱ぎ、体重計のはかり台の中央に静止させて測定する。ただし、衣服を着たまま測定したときは、その衣服の重量を控除する。
- 4 前条第1項第3号の四肢の状態は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意する。
- 6 前条第1項第9号の心臓の疾病及び異常の有無は、心電図検査その他の臨床医学的検査によつて検査するものとする。ただし、幼保連携型認定こども園の園児については、心電図検査を除くことができる。
- 7 前条第1項第10号の尿は、尿中の蛋白、糖等について試験紙法により検査する。ただし、幼保連携型認定こども園においては、糖の検査を除くことができる。
- 8 身体計測、視力及び聴力の検査、問診、胸部エックス線検査、尿の検査その他の予診的事項に属する検査は、学校医又は学校歯科医による診断の前に実施するものとし、学校医又は学校歯科医は、それらの検査の結果及び第11条の保健調査を活用して診断に当たるものとする。

（健康診断票）

第8条 幼保連携型認定こども園においては、法第13条第1項の健康診断を行ったときは、園児の健康診断票を作成しなければならない。

- 3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）は、園児が転学した場合においては、その作成に係る当該園児の健康診断票を転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。
- 4 園児の健康診断票は、5年間保存しなければならない。

（事後措置）

第9条 幼保連携型認定こども園においては、法第13条第1項の健康診断を行ったときは、21日以内にその結果を園児及びその保護者（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第11項に規定する保護者をいう。）に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第14条の措置をとらなければならない。

- 一 疾病の予防処置を行うこと。
- 二 必要な医療を受けるよう指示すること。
- 三 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
- 四 療養のため必要な期間幼保連携型認定こども園において学習しないよう指導すること。
- 六 学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。
- 七 修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること。
- 八 机又は腰掛の調整、座席の変更及び学級の編制の適正を図ること。
- 九 その他発育、健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと。

（臨時の健康診断）

第10条 法第13条第2項の健康診断は、次に掲げるような場合で必要があるときに、必要な検査の項目について行うものとする。

- 一 感染症又は食中毒の発生したとき。
- 二 風水害等により感染症の発生のおそれのあるとき。
- 三 夏季における休業日の直前又は直後
- 四 結核、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要のあるとき。
- 五 卒業のとき。

（保健調査）

第11条 法第13条の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行うに当たっては、小学校、中学校、高等学校及び高等専門学校においては全学年において、幼保連携型認定こども園及び大学においては必要と認めるときに、あらかじめ園児の発育、健康状態等に関する調査を行うものとする。

（時期）

第12条 法第15条第1項の健康診断の時期については、第5条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「6月30日までに」とあるのは、「幼保連携型認定こども園の設置者が定める適切な時期に」と読み替えるものとする〔認定こども園法施行規則第27条の規定による読み替え前の規定を説

み替える。】。

（検査の項目）

第13条 法第15条第1項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 身長、体重及び腹囲
- 二 視力及び聴力
- 三 結核の有無
- 四 血圧
- 五 尿
- 六 胃の疾病及び異常の有無
- 七 貧血検査
- 八 肝機能検査
- 九 血中脂質検査
- 十 血糖検査
- 十一 心電図検査
- 十二 その他の疾病及び異常の有無

2 妊娠中の女性職員においては、前項第6号に掲げる検査の項目を除くものとする。

3 第1項各号に掲げる検査の項目のうち、20歳以上の職員においては第1号の身長を、35歳未満の職員及び36歳以上40歳未満の職員、妊娠中の女性職員その他の職員であつて腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）が20未満である職員並びに自ら腹囲を測定し、その値を申告した職員（BMIが22未満である職員に限る。）においては第1号の腹囲を、20歳未満の職員、21歳以上25歳未満の職員、26歳以上30歳未満の職員、31歳以上35歳未満の職員又は36歳以上40歳未満の職員であつて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第12条第1項第1号又はじん肺法（昭和35年法律第30号）第8条第1項第1号若しくは第3号に掲げる者に該当しないものにおいては第3号に掲げるものを、40歳未満の職員においては第6号に掲げるものを、35歳未満の職員及び36歳以上40歳未満の職員においては第7号から第11号に掲げるものを、それぞれ検査の項目から除くことができる。

$$BMI = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$$

（方法及び技術的基準）

第14条 法第15条第1項の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第9項までに定めるもののほか、第3条（同条第10号中知能に関する部分を除く。）の規定を準用する。

2 前条第1項第2号の聴力は、1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの音に係る検査を行う。ただし、45歳未満の職員（35歳及び40歳の職員を除く。）においては、医師が適当と認める方法によって行うことができる。

3 前条第1項第3号の結核の有無は、胸部エックス線検査により検査するものとし、胸部エックス線検査によつて病変の発見された者及びその疑いのある者、結核患者並びに結核発病のおそれがあると診断されている者に対しては、胸部エックス線検査及び喀痰検査を行い、更に必要に応じ聴診、打診その他必要な検査を行う。

4 前条第1項第4号の血圧は、血圧計を用いて測定するものとする。

- 5 前条第1項第5号の尿は、尿中の蛋白及び糖について試験紙法により検査する。
- 6 前条第1項第6号の胃の疾病及び異常の有無は、胃部エックス線検査その他の医師が適当と認める方法により検査するものとし、癌がんその他の疾病及び異常の発見に努める。
- 7 前条第1項第7号の貧血検査は、血色素量及び赤血球数の検査を行う。
- 8 前条第1項第8号の肝機能検査は、血清グルタミックスオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミックスピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマーグルタミルトランスベプチダーゼ（γ-GTP）の検査を行う。
- 9 前条第1項第9号の血中脂質検査は、低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査を行う。

（健康診断票）

第15条 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第15条第1項の健康診断を行ったときは、第2号様式によつて、職員健康診断票を作成しなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園の職員がその管理する幼保連携型認定こども園から他の学校又は幼保連携型認定こども園へ移つた場合においては、その作成に係る当該職員の健康診断票を異動後の学校又は幼保連携型認定こども園の設置者へ送付しなければならない。
- 3 職員健康診断票は、5年間保存しなければならない。

（事後措置）

第16条 法第15条第1項の健康診断に当たつた医師は、健康に異常があると認めた職員については、検査の結果を総合し、かつ、その職員の職務内容及び勤務の強度を考慮して、別表第2に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせて指導区分を決定するものとする。

- 2 幼保連携型認定こども園の設置者は、前項の規定により医師が行つた指導区分に基づき、次の基準により、法第16条の措置をとらなければならない。

- 「A」 休暇又は休職等の方法で療養のため必要な期間勤務させないこと。
- 「B」 勤務場所又は職務の変更、休暇による勤務時間の短縮等の方法で勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないこと。
- 「C」 超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないか又はこれらの勤務を制限すること。
- 「D」 勤務に制限を加えないこと。
- 「1」 必要な医療を受けるよう指示すること。
- 「2」 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
- 「3」 医療又は検査等の措置を必要としないこと。

（臨時の健康診断）

第17条 法第15条第2項の健康診断については、第10条の規定を準用する。

（感染症の種類）

第18条 幼保連携型認定こども園において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 一 第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロ

ナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSCORONAウイルスであるものに限る。))及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第19条第2号イにおいて同じ。))

二 第2種 インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳せき、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。次条第2号チにおいて同じ。)、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

三 第3種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第1種の感染症とみなす。

(出席停止の期間の基準)

第19条 令第6条第2項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一 第1種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

二 第2種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。))にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

イ インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。))にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては、3日)を経過するまで。

ロ 百日咳せきにあつては、特有の咳せきが消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

ハ 麻疹にあつては、解熱した後3日を経過するまで。

ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹ちようが発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。

ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。

ヘ 水痘にあつては、すべての発しんが痂か皮化するまで。

ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。

チ 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

三 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第3種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

四 第1種若しくは第2の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師にお

いて感染のおそれがないと認めるまで。

五 第1種又は第2種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

六 第1種又は第2種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

(出席停止の報告事項)

第20条 令第7条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

- 一 幼保連携型認定こども園の名称
- 二 出席を停止させた理由及び期間
- 三 出席停止を指示した年月日
- 四 出席を停止させた園児の年齢別人員数
- 五 その他参考となる事項

(感染症の予防に関する細目)

第21条 園長は、幼保連携型認定こども園内において、感染症にかかっており、又はかかっている疑いがある園児を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第19条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

2 園長は、幼保連携型認定こども園内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。

3 幼保連携型認定こども園においては、その附近において、第1種又は第2種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

(学校医の職務執行の準則)

第22条 学校医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
 - 二 幼保連携型認定こども園の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。
 - 三 法第8条の健康相談に従事すること。
 - 四 法第9条の保健指導に従事すること。
 - 五 法第13条の健康診断に従事すること。
 - 六 法第14条の疾病の予防処置に従事すること。
 - 七 法第2章第4節の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに幼保連携型認定こども園における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。
 - 八 園長の求めにより、救急処置に従事すること。
 - 九 市町村の教育委員会又は幼保連携型認定こども園の設置者の求めにより、法第11条の健康診断又は法第15条第1項の健康診断に従事すること。
 - 十 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、幼保連携型認定こども園における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。
- 2 学校医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校医職務記録簿に記入して園長に提出するものとする。

(学校歯科医の職務執行の準則)

第23条 学校歯科医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
 - 二 法第8条の健康相談に従事すること。
 - 三 法第9条の保健指導に従事すること。
 - 四 法第13条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。
 - 五 法第14条の疾病の予防処置のうち齲歯その他の歯疾の予防処置に従事すること。
 - 六 市町村の教育委員会の求めにより、法第11条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、幼保連携型認定こども園における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。
- 2 学校歯科医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校歯科医職務記録簿に記入して園長に提出するものとする。

(学校薬剤師の職務執行の準則)

第24条 学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
 - 二 第1条の環境衛生検査に従事すること。
 - 三 幼保連携型認定こども園の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
 - 四 法第8条の健康相談に従事すること。
 - 五 法第9条の保健指導に従事すること。
 - 六 幼保連携型認定こども園において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、幼保連携型認定こども園における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。
- 2 学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師職務記録簿に記入して園長に提出するものとする。

(安全点検)

第28条 法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期1回以上、園児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

(日常における環境の安全)

第29条 幼保連携型認定こども園においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第29条の2 幼保連携型認定こども園においては、園児の通学、校外における学習のための移動そ

の他の園児の移動のために自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼その他の園児の所在を確実に把握することができる方法により、園児の所在を確認しなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園においては、通学を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（園児の自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

（幼保連携型認定こども園の指導要録）

- 第30条 園長は、その幼保連携型認定こども園に在籍する園児の指導要録（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）第8条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。
- 2 園長は、園児が進学した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。
 - 3 園長は、園児が転園した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の写しを作成し、その写し（転園してきた園児については転園により送付を受けた指導要録（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。）の写しを含む。）を転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。
 - 4 指導要録及びその写しのうち入園、卒園等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。
 - 5 令第8条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項に規定する保存期間から当該幼保連携型認定こども園においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。

Ⅲ 関係法令集

建築基準法（昭和25年法律第201号） 抄

（定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六 …

七 耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

七の二 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第9号の3口及び第26条第2項第2号において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

八・九 …

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分以外の部分（以下「特定主要構造部」という。）が、(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 耐火構造であること。

(2) 次に掲げる性能（外壁以外の特定主要構造部にあつては、(i)に掲げる性能に限る。）に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。

(i) 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

(ii) 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。第27条第1項において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。

九の三 準耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。

イ 主要構造部を準耐火構造としたもの

ロ イに掲げる建築物以外の建築物であつて、イに掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの

十～三十五 …

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号） 抄

（防火区画）

第112条 法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）又は第136条の2第1号ロ若しくは第2号ロに掲げる基準に適合する建築物で、延べ面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の2分の1に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）が1,500平方メートルを超えるものは、床面積の合計（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の2分の1に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）1,500平方メートル以内ごとに1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第109条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ないものについては、この限りでない。

- 一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席、体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分
- 二 階段室の部分等（階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）をいう。第14項において同じ。）で1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの

2～23 …

（避難階段及び特別避難階段の構造）

第123条 屋内に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。

- 一 階段室は、第4号の開口部、第5号の窓又は第6号の出入口の部分を除き、耐火構造の壁で囲むこと。
- 二 階段室の天井（天井のない場合にあつては、屋根。第3項第4号において同じ。）及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
- 三 階段室には、窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。
- 四 階段室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が各々1平方メートル以内で、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）は、階段室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室以外の当該建築物の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から90センチメートル以上の距離に設けること。ただし、第112条第16項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- 五 階段室の屋内に面する壁に窓を設ける場合においては、その面積は、各々1平方メートル以内とし、かつ、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備ではめごろし戸であるものを設けること。
- 六 階段に通ずる出入口には、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で第112条第19項第2号に規定する構造であるものを設けること。この場合において、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する戸又は戸の部分は、避難の方向に開くことができるものとする。
- 七 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。

2 …

3 特別避難階段は、次に定める構造としなければならない。

- 一 屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡すること。
- 二 屋内と階段室とが付室を通じて連絡する場合においては、階段室又は付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 三 階段室、バルコニー及び付室は、第6号の開口部、第8号の窓又は第10号の出入口の部分（第129条の13の3第3項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。）を除き、耐火構造の壁で囲むこと。
- 四 階段室及び付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
- 五 階段室には、付室に面する窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。
- 六 階段室、バルコニー又は付室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が各々1平方メートル以内で、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）は、階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から90センチメートル以上の距離にある部分で、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けること。ただし、第112条第16項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- 七 階段室には、バルコニー及び付室に面する部分以外に屋内に面して開口部を設けないこと。
- 八 階段室のバルコニー又は付室に面する部分に窓を設ける場合においては、はめごろし戸を設けること。
- 九 バルコニー及び付室には、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこと。
- 十 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には第1項第6号の特定防火設備を、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には同号の防火設備を設けること。
- 十一 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。
- 十二 建築物の15階以上の階又は地下3階以下の階に通ずる特別避難階段の15階以上の各階又は地下3階以下の各階における階段室及びこれと屋内とを連絡するバルコニー又は付室の床面積（バルコニーで床面積がないものにあつては、床部分の面積）の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に、法別表第1（い）欄（一）項又は（四）項に掲げる用途に供する居室にあつては100分の8、その他の居室にあつては100分の3を乗じたものの合計以上とすること。

秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（全文）

令和6年秋田県条例第57号

令和6年7月12日施行

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条において「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。次条において「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準は、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもって、その基準とする。

附 則

この条例は、公布の日〔＝令和6年7月12日〕から施行する。

秋田県

**幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、
設備及び運営に関する基準 要覧**

〔令和7年4月版〕

令和7年4月 発行

発 行 秋田県教育庁幼保推進課

秋田県秋田市山王三丁目1番1号

電 話 (018)860-5127
